

令和6年能登半島地震災害義援金 災害義援金を配分します

「令和6年能登半島地震災害義援金（富山県被災者支援分）配分委員会」及び「射水市令和6年能登半島地震災害義援金配分委員会」において決定した災害義援金を配分します。

1 対象者

令和6年能登半島地震により「人的被害」及び「住家被害」の被災者が対象となります。

人的被害：死亡（注1）、重傷（注2）

住家被害（注3）：全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊

※ 裏面の「対象者について」をご覧ください。

2 配分額

区 分		富山県配分額		射水市 配分額	合計額（県+市）
		第一次配分額	第二次配分額		
人的被害	死亡	100万円	-	20万円	120万円
	重傷	50万円	-	10万円	60万円
住家被害 （罹災証明書に記 載されてい る被害の 程度）	全壊	60万円	60万円	20万円	140万円
	大規模半壊	45万円	45万円	15万円	105万円
	中規模半壊	30万円	30万円	10万円	70万円
	半壊	15万円	15万円	5万円	35万円
	準半壊	6万円	6万円	2万円	14万円
	一部損壊	2万円	2万円	7千円	4万7千円

※ 人的被害と住家被害は重複して申請することができます。

※ 今回初めて申請される方は、上の表の合計額（県+市）を順次振り込みます。

3 申請方法（災害義援金を受け取るには、申請が必要です。）

申請に必要なもの	① 災害義援金配分申請書（住家被害） ② 振込先口座が分かるものの写し（通帳の見開きページ等） ※ <u>罹災証明書の添付は不要です。</u> ※ 人的被害申請に必要な添付書類は、お問い合わせください。
申請先	【窓口での申請】 ・ 地域福祉課（本庁舎1階） ・ 各地区センター（新湊、小杉、大門、下） 【郵送での申請】 〒939-0294 射水市新開発410番地1 射水市 地域福祉課（本庁舎1階）【災害義援金担当】

4 配分方法

申請書を受理した後、1 か月程度を目安に指定口座に振り込みする予定としています。申請が多数重なった時は、上記の目安を超える場合がありますのでご了承ください。

なお、振込日等、振込に関する通知は行いませんので、通帳記入などでご確認ください。

5 注意事項

- ① 災害義援金を申請される場合には、射水市から申請者の方の情報を富山県へ提供させていただきます。
- ② 申請書の記載誤り等があった場合は、個別にご連絡させていただく場合があります。この場合、振込までに時間を要する場合や、振込できない場合がありますので、記載漏れや誤りがないようにご注意ください。
- ③ 災害義援金の配分要件の該当性（被災状況等）の確認にあたり、必要な公簿等の情報の確認を行いますのでご了承ください。
- ④ 災害義援金の配分にあたり、配分額の決定通知書等の送付はいたしません。指定口座への振込をもって、決定通知に代えさせていただきます。
- ⑤ 住家被害の申請は、罹災証明書の宛名人となる世帯主が申請者となります。
同一住所に複数の世帯主がいる場合であっても、1 住家につき 1 件の申請となります。
※ ただし、生活基盤や建物の構造等により、同一住所であっても別の住家と判断される場合に限り、世帯主ごとに申請できます。
- ⑥ 今後の災害義援金の受け入れ状況により、追加配分がある場合は、今回申請された同じ口座に振り込みます。（再度の申請は必要ありません。）
- ⑦ 追加配分額等の情報は、射水市ホームページにて随時更新しますので、お手数おかけしますが、随時ご確認ください。
- ⑧ 被害区分が変更になった場合は、改めて申請が必要となります。住家の被害区分が上がった場合は、差額を追給することになり、区分が下がった場合は差額を返金していただきます。
- ⑨ 個人（被災者）の方が、地方公共団体（都道府県や市町村など）から受け取った義援金は、所得税法上、非課税となります。また、この配分を受けた義援金は、資産の損害の補てんを目的とするものではないことから、雑損控除における損失額の計算上、その金額を控除する必要はありません。

対象者について

- （注 1）死亡は石川県内において亡くなった富山県民も対象とします。
- （注 2）重傷は原則、災害報告取扱要領に基づく「重傷者」に該当する方を対象とします。被災後の後片付け作業中に骨折したなどの 2 次被害は対象外です。
- （注 3）住家被害の区分は、「罹災証明書」の記載内容で確認します。
申請の対象者は、令和 6 年能登半島地震により被災した世帯の世帯主です。
※支給対象となる物件は、「被災者が罹災時において居住している住宅」です。
居住のない物件、店舗、車庫、納屋等は支給の対象外となります。
住宅の所有者であっても、実際に生活の本拠として居住していない場合は対象となりません。

【お問い合わせ・申請窓口】

射水市福祉保健部 地域福祉課
〒939-0294 射水市新開発 410 番地 1
電話 0766-51-6625
メール chiiki@city.imizu.lg.jp



詳細はこちら
(市ホームページ)